

御意見の概要及び御意見に対する考え方
(廃棄物の最終処分場事業主務省令の改正案)

	意見箇所	意見	対応
1	2ページ 2.改正案の内容 (3)計画段階配慮事項について 関係行政機関等の意見を求める場合の指針 3つ目の○の1行目(特に関係地方公共団体の長からの意見聴取)について	<p>(意見1) 都道府県知事が市町村長の意見を束ねる必要はない。</p> <p>(意見2) 市町村長の意見提出期間を60日以上確保すべきである。</p> <p>・理由</p> <p>(1について) 都道府県知事が市町村長の意見を束ねることとすると、それだけ余計な時間を要し、意見を述べるに当たって十分な検討ができない。また、基礎的自治体の個々の意見が丸められて、事業者に伝わりきらない可能性がある。</p> <p>(2について) 政令市の多くは、学識経験者による環境影響評価に関する審査会等を有しており、当該審査会の意見を踏まえて長の意見を形成している。配慮書等について意見を求める場合は、当該審査会における審議期間を十分に確保すべきである。</p>	<p>(1について) 地方公共団体の意見は事業者にとって相当の重みがあり、関係の市町村長それぞれから意見が出されることとすると、事業者側からすればその扱いが困難となるおそれがあり、関係する地方公共団体の総意としての意見のとりまとめを知事が行うことが本法の円滑な運用に資することから、方法書以降の手法と同様に、市町村意見を知事が取りまとめることが適切と考えます。</p> <p>(2について) 本主務省令において、都道府県知事の意見は「60日以上」の期間を定め、その中で都道府県知事が期間を定めて市町村長の意見を求めることとしており、必ずしも60日以内で市町村長が意見を述べることを求めるものではありません。ただし、法手続全体がいたずらに長期化することは好ましくないため、配慮書手続をできる限り迅速に行うことが適切と考えます。</p>
2	本件省令案の概要2.(3)について	<p>地方公共団体の長の意見聴取期間の原則も30日とするべきだと思います。その理由は、次のとおりです。</p> <p>配慮書の案について一般の意見を求めてから長の意見を求めることとする趣旨は、長が一般の意見を考慮して意見を述べるができるようにすることであると思います。このため、一般の意見聴取期間が終わった後に長の意見聴取期間を開始させる必要があると思います。ところが、そうすると両期間を合わせて約3箇月が必要となり、事業を不当に遅らせることになると思います。</p> <p>また、配慮書については、両意見聴取期間は、同時に開始することとしています。ところが、一般の意見について30日で締め切っても、長の意見聴取期間である60日経過するまでは、どちらにしても手続を進行することができません。このため、一般の意見聴取期間を長のものと同じとしても何ら手続上不都合がないにもかかわらず長のものよりも短く限定することとなり、著しく不合理だと思います。</p> <p>したがって、一般と長の意見聴取期間をそろえるため、前記のと</p>	<p>・基本的事項(平成24年4月環境省告示第六十三号)にもあるように、意見を求める場合には、一般からの地域環境に関する幅広い情報を収集し、その上で地域環境管理の要である地方公共団体が広域的な見地からの意見を述べるのが適切であるため、原則として、一般の意見提出期間を30日以上、地方公共団体の意見提出期間を60日以上とし、一般の意見を踏まえて地方公共団体が意見を述べることとしております。</p>

		おり、長の意見聴取期間の原則も30日とするべきだと思います。	
3		<p>現行の制度で問題なく、改訂する必要は全くない。 書類や制度をいじることを考えるだけの環境省は不要。適正で厳密な運用のために努力せよ。</p>	<p>今回の本主務省令の改正は、環境の保全の観点から現行制度の仕組みでは不足すると考えられる点を補うために改正された環境影響評価法の内容等に対応するものです。今後もより一層、環境影響評価制度の適正で厳密な運用に努力してまいります。</p>
4	<p>(3) 計画段階配慮事項について関係行政機関等の意見を求める場合の指針 (法第3条の7第1項関係)について</p>	<p>「配慮書の案の縦覧、一般からの意見を求める旨の公告等の具体的な方法については、基本的に方法書以降の手續に同じ。」とあることから、配慮書の案及び配慮書について政令で定める市の長が意見を提出する手續は、方法書及び準備書と同様と想定されるが、対象事業の影響の範囲が政令で定める一つの市の区域に限られず、広域に及ぶ場合であっても、当該政令で定める市の長に対して、事業者は、直接意見の聴取をすべきである。 また、この意見の聴取に当たって、事業者は、市の長に配慮書の案もしくは配慮書を送付すべきであり、市の長は、市民等の意見を配慮する必要があることから、事業者は、配慮書の案と配慮書のいずれに係らず、先ず一般からの意見を求め、その概要及びそれに対する事業者の見解を当該市の長にあらかじめ送付すべきである。</p>	<p>・前段については、方法書以降の手續と同様に、対象事業の影響の範囲が政令で定める一つの市に収まらず広域に及ぶ場合には、市町村長の意見を知事が取りまとめることが適切と考えます。その理由は以下のとおりです。</p> <p>①本法の対象となる事業は大規模事業であり、地方公共団体の意見も広い視野に立った意見が求められること ②知事は地域環境管理の要となる存在であり、基礎自治体である市町村よりも広域的な見地からの意見が期待できること ③地方公共団体の意見は第一種事業を実施しようとする者にとって相当の重みがあり、関係の市町村長それぞれから意見が出されることとすると、第一種事業を実施しようとする者側からすればその扱いが困難となるおそれがあり、関係する地方公共団体の総意としての意見のとりまとめを知事が行うことが本法の円滑な運用に資すること</p> <p>・後段については、法の規定により、配慮書は作成後、速やかに主務大臣に送る必要があります。かつ主務大臣の意見提出期間は90日以内となっています。そのため、90日以内に一般と地方公共団体の長の意見提出がなされる必要がありますので、一般と地方公共団体の長への意見聴取を同時に進めることが適切と考えます。</p>
5	<p>(6) 環境保全措置指針(2頁下から10行目以降)</p>	<p>報告書の作成の際、講じた環境保全措置の効果を確認し報告に含めるよう努めるとあるが、努めるではなく、原則報告に含めるべきと考える。</p>	<p>当該部分は、基本的事項(平成24年4月環境省告示第63号)において示された内容に沿って規定しております。 なお、同告示のパブリック・コメントでは、当該部分についての御意見はありませんでした。</p>